

令和2年5月29日  
出入国在留管理庁

情報公開窓口及び個人情報保護窓口の開設時間短縮の終了に係るお知らせ

新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言に伴い出入国在留管理庁の情報公開窓口及び個人情報保護窓口の開設時間を短縮していましたが、緊急事態宣言の解除に伴い本年6月1日から窓口開設時間の短縮を終了します。なお、6月1日以降の窓口開設時間については緊急事態宣言発令以前と変更ありません。

記

1 6月1日以降の窓口開設時間

午前9時30分～正午，午後1時～午後5時（土日祝祭日を除く。）

(御参考)

緊急事態宣言期間中の短縮された窓口開設時間

午前10時30分～正午，午後1時から午後3時（土日祝祭日を除く。）

2 所在地及び連絡先

〒100-8973 東京都千代田区霞が関1-1-1  
03-3580-4111（内線4448）